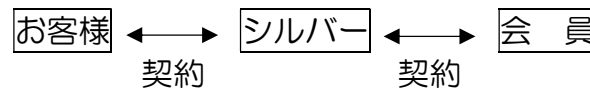


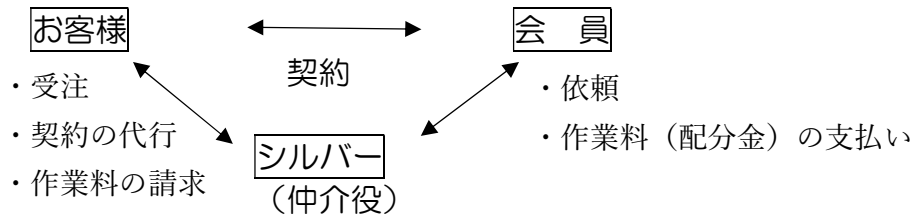
会員の皆さまへ

シルバー人材センターとの作業の上での契約方法や一部書類の変更について

〇これまで



〇これから



契約の考え方は上記のとおりですが、「お客様」と「シルバー会員」が直接やり取りをすることは現実不可能なので、これまで通りシルバーが「お客様」から作業の依頼を受けて、会員に作業を依頼する方法に変わりはありません。

シルバーは「お客様」と「シルバー会員」の契約の代行や代金の回収・作業料の支払いの代行などを行う仲介役という立場になります。

★新しくなる書類

・業務仕様書（改定版）

「仕事の内容」「作業日時」「作業場所」「作業者」「配分金の目安（業務委託料）」を明示した書類を作業開始までにお渡しいたします。

・会員業務就業規約

契約変更に伴う就業上の規約を示したものです。4月1日までに明示します。

★従来通り

※作業が終了次第「作業月報」を事務局まで提出してください。

配分金（業務委託料）は月末締めで翌月20日に銀行振込みでお支払いいたします。

公益社団法人 鏡石町シルバー人材センター
事務局：電話 0248-62-7171